

『建設物価 建築費指数[®]』詳細版データ 利用規約

一般財団法人 建設物価調査会
総合研究所

第1条（目的）

- 『建設物価 建築費指数[®]』詳細版データ 利用規約（以下、「本規約」といいます）は、一般財団法人 建設物価調査会（以下、「当会」といいます）が提供する建設物価 建築費指数 詳細版データ（以下、「本データ」といいます）について、本規約および別途に締結する提供契約に基づき提供を受ける者（以下、「ユーザー」といいます）の利用条件を定めることを目的とします。
- ユーザーは本データの利用にあたって、本規約を誠実に遵守する義務を負うものとします。なお、下記のデータ提供形式のいずれの場合においても、本規約が適用されます。

<建設物価 建築費指数 詳細版データ>

提供形式名	データの提供方法
スポット提供	過去の任意の期間(最短 12 カ月)分の指数データを一括で提供する形式
年度包括提供	当年度の契約月から年度末まで最新の指数データを毎月提供する形式

第2条（規約の扱い）

- 当会は、ユーザーに承諾なく本規約を変更・改訂できるものとし、当会のウェブサイト上に本規約が掲載された時から有効になるものとします。
- ユーザーおよび当会は、個別に協議のうえ、本規約とは異なる内容を定めることができるものとし、その場合には、その個別に定める内容が本規約に優先するものとします。

第3条（利用範囲）

- ユーザーは、原則として、本データの提供を受けたご利用部署での範囲内に限り、本データを共用することができます。「ご利用部署」とは、同一組織の同一所在地にある同一事業を行う部門・部署（部・室等）や事業所内とします。複数の所在地・複数の部署で利用される場合には、それぞれの部署にてデータ提供をご契約ください。
- ユーザーは、本データの全部または一部を転載、引用、抜粋、編集、加工、再計算、翻案（著作権法第27条にいう翻案を含む）、その他の方法による表示等（以下、「二次利用」といいます）をすることができます。なお、二次利用する場合においても、本規約は適用されます。
- ユーザーが本データを二次利用する場合には、出典として「一般財団法人 建設物価調査会」ならびに「建設物価 建築費指数[®]」を明記し、本データの正確性を確保するため、対象都市、建物種類、指数系列、時点、基準年および基準値を明記しなければなりません。
- ユーザーは、本データの二次利用にあたり、当会が当該二次利用の内容を監修、承認、推奨、その他これらに類する関与をしたものと誤認させるおそれのある表示をしてはなりません。

第4条（禁止行為）

- ユーザーは、本データの利用にあたって、以下の各項目のいずれかの事由に該当する行為、またはそのおそれがある行為を行ってはなりません。
 - 法令に違反する行為

- (2) 本規約のいずれかの条項ならびに提供契約に違反する行為
 - (3) 本データを不正の目的をもって利用する行為
 - (4) 当会や第三者が所有する知的財産権、その他の権利または利益を侵害する行為
 - (5) 社会規範・公序良俗に反する行為
 - (6) 本データを利用して、反社会的勢力に直接的・間接的に利益を提供する行為
 - (7) 本データの構造を分析し、その技術情報等を明らかにする行為
 - (8) 閲覧者の有償・無償を問わず、また特定・不特定を問わず、本データの全部または一部をインターネット、イントラネットその他の電子媒体に掲示・公開する等の行為
 - (9) 本データを第三者に提供することで金銭を得る行為（転売行為）
2. ユーザーが前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、当会は事前に通知または催告することなく、当該ユーザーの本データの利用を制限、停止することができるものとします。

第5条（免責事項）

1. 本データの正確性、完全性、安全性、有効性（ユーザーの利用目的への適合性）、本データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと、その他の事由についてなんら保証を行いません。
2. 本データの詳細な作成方法や作成根拠等について、当会がユーザーに開示もしくは説明することはありません。
3. 当会の故意または重大な過失がある場合を除き、本データの利用に関連して発生したユーザーまたは第三者の損害について、その理由の如何に係わらず、一切の責任を負いません。なお、当会の責に帰す場合の賠償責任については、本データの提供契約の契約金額を上限とします。
4. 本契約の期間中において、天災地変（地震、津波、洪水、台風、火山噴火、感染症、伝染病等）、社会的事変（戦争、内乱、革命、暴動、テロ等）、争議行為（ストライキ、ロックアウト、ボイコット等）、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、当会の責めによらない火災、停電、通信設備の事故、クラウドコンピューティングサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンス、その他、当会の合理的支配を超えた偶発的事象の発生による全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、当会は責任を負わないものといたします。

2024年8月15日 制定

2026年5月11日 改訂